農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

鈴鹿市長 末 松 則 子

市町村名(市町村コード)		鈴鹿市 (04007)					
(市町村コート)		(24207)					
地域名		御薗町					
(地域内農業集落名)		(御薗)					
力詳の は甲を取り士	しかた左日口	令和6年2月23日					
協議の結果を取りま	とめに平月日	(第1回)					

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

①高齢で後継者未定の農業者の耕作面積が多いため、新たな農地の受け手の確保が必要である。また、御薗町における農業の担い手が高齢化しており、将来の担い手不足が懸念される。

- ②高齢化、労働不足、農作物の価格低迷により、使い勝手の悪い山間部や小規模圃場の耕作放棄地が増加している。
- ③耕作地、農作物の鳥獣被害が年々拡大しているため、その対策が必要である。

【地域の基礎データ】地権者; 260人(うち農業従事者; 60人)

主な作物:水稲

(2) 地域における農業の将来の在り方

稲作を中心とした農業が行われており、地域の特色を生かしながら農業に取り組んでいるものの、他の地域と同様に、農業従事者の高齢化や後継者不足の問題があり、今後の農業のあり方を考える必要がある。 そのため、新たな担い手の掘り起こしを行い、地域農業の担い手としての育成や支援を進める。また、水

そのため、新たな担い手の掘り起こしを行い、地域農業の担い手としての育成や支援を進める。また、水稲などを中心とした担い手には、高付加価値化や低コスト化などの経営改善を目指す農業者を地域の担い手として位置づける。

併せて、農地や経営の大規模化、スマート農業の推進、農作物のブランド化などを推進し、農業に携わる人が安定した収入を得て、担い手が増えるような労働環境を整備する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区均	或内の農用地等面積	183. 41 ha
	うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	183. 41 ha
	(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	0.00 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

市街化調整区域内に存在する農地台帳に登録された農地を、農業利用が可能な農用地等の区域として設定した。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針

御薗町の農地利用は、認定農業者が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

今後、担い手は各関係機関と連携し、農地中間管理機構を有効に活用しながら、農地の集積・集約化を図り、御薗町の農地の耕作及び保全を図る。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

農地を集約し、畦畔の撤去などを行うことで、担い手の農作業の効率を向上させ、負担を軽減する。 担い手が病気や怪我などの理由で営農を続けることが困難になった場合、農地バンクの機能を活用することで、農地の一時保全管理や新しい担い手への切り替えがスムーズにできるようにすることが重要であることから、農地中間管理機構に貸し付ける取り組みを進める必要がある。

具体的には、機構を通さず利用権を設定している農地について、貸借期間が満了した時には、順次、農地中間管理機構を通じた貸借に切り替えていく予定である。

(3) 基盤整備事業への取組方針

地域内の農地について、各種補助金等を活用して、土壌改良などの生産基盤の改良を行うことを検討する。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

関係機関と連携し、地域内外から多様な経営体の情報を集め、相談があった場合には農地をあっせんするなど、相談から定着まで切れ目のない取り組みを行えるよう検討する。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針

地域の農地の管理については、JA鈴鹿等と連携をすることで、農作業委託も含めて適切に管理していく手法を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

,	√	①鳥獣被害防止対策		②有機・減農薬・減肥料	1	③スマート農業	④輸出	⑤果樹等
		⑥燃料・資源作物等	1	⑦保全・管理等	1	8農業用施設	9その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①耕作放棄地や雑木林などの隠れ家を作らないことや、防護柵の設置などで農地への進入防止を 行うと共に、猟友会への委託により捕獲などを進める。
- ③日々進化しているIoTやロボット、ドローンなどの先端技術と管理技術の活用、スマート農機の 導入などを進める。
- ⑦草刈り、泥あげ、施設の補修などについて積極的投資により省力化を進める。
- ⑧担い手の営農や農業を担う者の利用状況などを考慮し、出荷・調製施設など農業用施設の集約化を進める。